

## 農業委員会等に関する法律及び農地法の改正法案について

平成 27 年 4 月 24 日  
第 1 回常任会議員会議

## 1 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案について

農業委員会法・農地法の改正を含む「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」案が、平成 27 年 4 月 3 日に閣議決定され衆議院に送付された。5 月中旬から具体的な審議の開始が見込まれている。なお、法案では平成 28 年 4 月 1 日が施行日とされている。

## 2 農業委員会等に関する法律改正法案の主な内容について

## (1) 農業委員会関係

## ○ 所掌業務

「農地利用の最適化の推進」に関する事務を新設。

現行法に規定の「意見公表、建議」事務は削除されるが、新たに「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」を新設。

## ○ 農業委員の選任

農業委員の公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て農業委員を任命。その際、市町村長は農業者等に対し委員候補者の推薦等（募集含む）を求め、その情報を整理・公表し、推薦等の結果を尊重。

委員の定数は、農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い条例で定める。

農業委員の過半は原則として認定農業者とし、所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること。委員の任命に当たっては年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮する。

## ○ 現行法下の農業委員の任期

公布日以後は農業委員会の委員の選挙は行わない。ただし、公布の際既にその選挙期日が告示されているものは選挙を行う。

公布の際に現に在任する農業委員会の委員でその任期が平成 28 年 3 月 31 日前に満了する者の任期は同日まで延長する。

法律の施行の際に現に在任する農業委員会の委員はその任期の満了の日まで在任する。

## ○ 農地利用最適化推進委員

農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱する。ただし、政令で定める基準に該当する場合は推進委員を委嘱しないことができる。

推進委員の委嘱は担当区域を定めて行う。

推進委員は農業委員会が定めた区域内の農地利用の最適化の推進のための活動を行う。

## ○ 農業委員会職員

農業委員会事務局の強化規定を新設。農業委員会は専任職員の配置、必要な知識及

び経験を有する職員の確保及び資質の向上に努める。市町村長は農業委員会に対し必要な協力をするよう努める。

○ 情報の公表

新設。運営の透明性を確保するため、省令で定めるところにより、農地利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表。

(2) 農業委員会ネットワーク機構関係

○ 都道府県・全国共通

都道府県農業会議、全国農業会議所に関する現行法の規定を削除。

農林水産大臣又は都道府県知事は全国又は都道府県にそれぞれ一を限って農業委員会ネットワーク機構を指定。

○ 都道府県ネットワーク機構の業務

- ① 農業委員会相互の連絡調整、情報の公表、農業委員会の委員及び推進委員、職員に対する講習・研修、その他支援
- ② 農地情報の収集・整理及び提供
- ③ 農業経営者、就農希望者に対する関係農業委員会の紹介等の支援
- ④ 法人化その他農業経営の合理化の支援
- ⑤ 認定農業者その他農業の担い手の組織化、組織運営の支援
- ⑥ 農業一般に関する調査及び情報の提供
- ⑦ 農地法その他法令により都道府県機構が行うとされた業務

○ 都道府県農業会議からネットワーク機構への組織変更

都道府県農業会議は、組織変更により一般社団法人になることができる。組織変更をするには組織変更計画を作成し総会の決議によりその承認を受けなければならない。

3 農地法改正法案の主な内容について

(1) 農業生産法人関係

- 農業生産法人という呼称を農地所有適格法人に改める。
- 農業者以外の構成員の有する議決権要件を2分の1未満まで認める。
- 法人の理事等の農作業従事要件に関し、法人の理事等及び農林水産省令で定める使用人のうち1人以上が農作業に農林水産省令で定める日数以上従事。

(2) 農地転用関係

○ 農地転用

農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農林水産大臣が指定する市町村は指定市町村の長）の許可を受けなければならない。

○ 農業委員会は前記申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に当該申請書に意見を付して都道府県知事等に送付。

○ 農業委員会は前記の意見を述べようとするとき、30アールを超える農地を農地以外にする行為に限りあらかじめ都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴かななければならない。

## 平成27年度全国農業新聞普及拡大対策について

平成27年4月24日  
第1回常任会議員会議

## 1 全国農業新聞普及状況

「農業委員会等に関する法律」に位置づけられている情報提供活動、農業委員会系統組織の意見の公表活動、地域農業者とのつながりを強める活動として、全国農業新聞の普及を進めてきた。

しかしながら、毎年100部程度の減となっている。

① 平成22年3月時点	4, 482部	(前年比 170部減)
② 平成23年3月時点	4, 320部	(前年比 162部減)
③ 平成24年3月時点	4, 217部	(前年比 103部減)
④ 平成25年3月時点	4, 108部	(前年比 109部減)
⑤ 平成26年3月時点	3, 972部	(前年比 136部減)
⑥ 平成27年3月時点	3, 991部	(前年比 19部増)

※ 市町村ごとの全国農業新聞購読部数は

別紙：全国農業新聞購読部数（平成27年3月）

## 2 全国農業新聞の普及拡大について

3月時点の購読部数に対し、1農業委員会あたり最低3部の純増を目標とし、普及拡大に取り組む。

目標は、4, 500部。

別紙 平成27年度全国農業新聞普及拡大方針（案）

# 平成27年度全国農業新聞普及拡大方針（案）

平成27年4月24日  
北海道農業会議  
第1回常任会議員会議

## I 全国農業新聞を普及する意義

農業委員会系統組織は地域農業・農村の発展のため「農地」と「担い手」にかかわる対策を中心に、地域の視点に立った農政活動や農業振興の推進に力を発揮することが期待されている。また、情報提供活動では、農業者への的確かつ迅速な情報の提供、農業者の声を受け止め地域の効率的な農地利用、農政等に反映させる活動の重要性が増している。

全国農業新聞の普及は、①農政の枠組みの転換など農業・農村を取り巻く状況変化を農業者・地域住民に的確に伝えると同時に、農業者・地域住民の声や動きを情報発信して農政に反映、理解を広める、②地域農業の担い手づくりや、農業経営とくらしの改善、地域農業の振興や活性化の取り組みを、農業者等の主体的判断に必要な情報を提供することで支援する、③農業委員・農業委員会と農業者・地域住民・消費者等との結び付きを強め、理解者・仲間を増やし、農業者等の意向を踏まえた農業委員会活動の基礎をつくる、④農業委員会が実施する農地法等に関連した業務や農業委員会の円滑な運営などに役立てる。――― ことを目的に「農業委員会等に関する法律」に位置づけられている情報提供活動、農業委員会系統組織の意見の公表活動として、また、農業委員会と地域・農業者との『絆』を一層強める活動として意義をもっている。

## II 普及拡大目標

より多くの農業者・地域住民・消費者等への普及拡大を目指し、平成27年度普及拡大目標を設定し、目標達成に向け普及拡大に取り組む。

平成27年度（平成28年3月まで）の目標部数を4,500部とする。

この目標部数に向け、1農業委員会あたり最低3部の純増を普及拡大目標とする。

$$\textcircled{1} 4,500 \text{ 部 (27 年度目標)} - 3,991 \text{ 部 (27 年 3 月の購読部数)} = 509 \text{ 部}$$

$$\textcircled{2} 1 \text{ 農業委員会あたり最低 3 部純増} \rightarrow 3 \text{ 部} \times 170 \text{ 農業委員会} = 510 \text{ 部}$$

## III 普及拡大月間

次の2期間・4ヶ月間を普及拡大月間に設定し、全国農業新聞の普及拡大目標達成に向け取り組む。（地域の実情にあわせ普及拡大月間を設定してもかまわない）

① 前期 平成27年7～8月

② 後期 平成27年11～12月

#### IV 普及拡大の具体的な方法

##### 1 北海道農業会議の取り組み

- (1) 市町村が作成する「普及拡大計画」に対する支援協力
- (2) 見本紙・チラシの送付、普及資材の提供
- (3) 北海道農業会議職員による巡回普及
- (4) 北海道農業会議が主催する会議・研修会における普及
- (5) 関係機関団体等への普及
- (6) 魅力ある紙面づくりへの取り組み
  - ① 現地取材を通じた、身近な記事、有用な記事の提供
  - ② 現地情報の提供依頼
- (7) 農業委員会の普及推進等活動に対する奨励金交付
- (8) 農業委員会の普及推進等活動に対する表彰の実施

##### 2 市町村農業委員会の取り組み

- (1) 全国農業新聞に対する農業委員会の意思統一
  - ① 農業委員会総会等で普及の重要性と意義の確認
  - ② 農業委員会総会等で普及目標や取り組み方針（普及拡大計画）の決定

※ 市町村農業委員会は、最低3部の純増目標を盛り込んだ「平成27年度全国

農業新聞普及拡大計画書」（別紙1）を策定し、目標の達成に向け取り組む。

- ③ 認定農業者、青色申告農家、農業者年金加入・受給者、農業委員OB、女性・青年農業者などの、普及対象者をリストアップ（普及活動で活用）

##### (2) 普及活動

<まずは確認>

- ① 農業委員全員の購読を実現しましょう！！！！

<農業委員の退任、就任があったら>

- ② 退任される農業委員への購読継続のお願い！！！！
- ③ 新たに農業委員になられる方への購読実現！！！！

<日常業務等を活用し普及推進>

- ④ 農業者等に対する戸別訪問
- ⑤ 市町村、議会、JA等の関係機関、団体に対する普及
- ⑥ 説明会・相談会の出席者に対する普及

- ⑦ 相談や農業者年金の手続等のため農業委員会を訪問した方への普及
- ⑧ 経営移譲・経営継承した方への普及

※ 普及活動にあたり、見本紙、チラシ、普及資材等が必要な場合は、「全国農業新聞普及拡大資材申込用紙」（別紙２）にてお申し込み下さい。

## V 普及推進等活動に対する奨励金交付と表彰について

### （１）奨励金の交付について

全国農業新聞の①購読部数拡大を一定以上達成した農業委員会、②購読部数を一定以上維持した農業委員会に対し交付する。

※交付基準は「平成２７年度全国農業新聞普及推進等活動奨励金交付規定」による

### （２）表彰について

全国農業新聞の普及推進並びに購読維持活動に優秀な成果を収めた農業委員会を表彰する。

※表彰基準は「平成２７年度全国農業新聞普及推進等表彰規定」による



北海道農業会議 上埜（うえの） 宛  
（FAX011-281-6764）

## 全国農業新聞普及拡大資材申込用紙

平成27年 月 日

（申込団体： 農業委員会）

		申込数
全国農業新聞見本紙		部
全国農業新聞普及用チラシ		部
普及資材	タオル	個
	軍手	個
	フリーザーパック	個

<備考：使用日時など>

- 発送には日数がかかる場合もありますので、日数に余裕をもって申込下さい。
- 申込の行き違いも考えられるので、申込をして2週間以内に届かない場合は電話等でご連絡下さい。

# 平成27年度全国農業新聞普及推進等活動表彰規定

平成27年4月  
北海道農業会議

平成27年度において、全国農業新聞の普及推進並びに購読維持活動に優秀な成果を収めた北海道内の市町村農業委員会を、以下により表彰する。

## 1 表彰種類

- (1) 普及推進活動最優秀賞  
全国農業新聞の普及推進活動において、最も優れた成果をあげた市町村農業委員会
- (2) 普及推進活動優秀賞  
全国農業新聞の普及推進活動において、特に優れた成果をあげた市町村農業委員会
- (3) 普及推進活動奨励賞  
全国農業新聞の普及推進活動において、優れた成果をあげた市町村農業委員会
- (4) 購読維持活動奨励賞  
全国農業新聞の購読維持活動において、特に優れた成果をあげた市町村農業委員会

## 2 表彰基準

以下区分(1)から(3)については、平成26年1月から平成26年12月までの間の当該農業委員会扱いの月平均購読部数を基準とし、平成27年1月から平成27年12月までの間の当該農業委員会扱いの月平均購読部数によって、それぞれの表彰基準を適用する。

- (1) 普及推進活動最優秀賞  
本規定2(2)の普及推進活動優秀賞基準並びに本規定2(4)の購読維持活動奨励賞基準の双方を満たした市町村農業委員会を対象とする。
- (2) 普及推進活動優秀賞  
平成28年1月現在の当該農業委員会委員数(実数、以下同じ)の2倍以上の増部(純増)を達成した市町村農業委員会を対象とする。  
(例:委員数10名の場合、増部(純増)が20部以上で適用)
- (3) 普及推進活動奨励賞  
平成28年1月現在の当該農業委員会委員数以上の増部(純増)を達成した市町村農業委員会を対象とする。(例:委員数10名の場合、増部(純増)が10部以上で適用)
- (4) 購読維持活動奨励賞  
平成27年1月から平成27年12月までの間の当該農業委員会扱いの月平均普及率(月平均購読部数÷農業委員数×100)が400%を超える市町村農業委員会を対象とする。(例:委員数10名の場合、月平均購読部数が41部以上で適用)

## 3 表彰時期

平成28年3月開催予定の本会第80回総会の席上、表彰する

## 4 適用時期

本規定は、平成27年度において適用する。

※ 購読部数とは、市町村農業委員会において購読者管理をしている部数

## 平成 27 年度 地区別農業委員会会長・事務局長会議の開催状況について

平成 27 年 4 月 24 日  
第 1 回常任会議員会議

平成 27 年 4 月 8 日～20 日の間、次年度国費予算並びに政策要望について検討を行い、農業委員会制度・組織の見直しの状況についての情報提供を行うため、標記会議を以下のとおり開催した。  
なお、留萌管内においては 4 月 28 日に、宗谷管内においては 5 月 8 日にそれぞれ開催の予定である。

## 1 協議事項

- (1) 平成 28 年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討について
- (2) 農業委員会制度・組織の見直しの状況について
- (3) 農業者年金の加入推進等について
- (4) 農業委員会系統組織の情報提供活動の取組と全国農業新聞普及推進について
- (5) 平成 27 年度農業会議主催研修会・会議年間スケジュールについて

## 2 開催日・場所

地区	開催日	開催場所
空知	4 月 8 日 (水)	岩見沢平安閣 (岩見沢市)
釧路	4 月 9 日 (木)	お宿 欣喜湯 (弟子屈町)
上川	4 月 10 日 (金)	士別グランドホテル (士別市)
峠-ツ	4 月 10 日 (金)	ホテル黒部 (北見市)
後志	4 月 14 日 (火)	ホテル第一会館 (倶知安町)
日高	4 月 15 日 (水)	ホテル浦河イン (浦河町)
胆振	4 月 16 日 (木)	洞爺湖万世閣 (洞爺湖町)
根室	4 月 16 日 (木)	標津町生涯学習センター あすぱる (標津町)
石狩	4 月 17 日 (金)	すみれホテル (札幌市)
桧山	4 月 17 日 (金)	乙部温泉 光林荘 (乙部町)
十勝	4 月 17 日 (金)	とかちプラザ (帯広市)
渡島	4 月 20 日 (月)	函館大沼プリンスホテル (七飯町)

## 3 意見等

次葉以下のとおり。